



Title	公正価値測定のフレームワーク化
Author(s)	今田, 正
Citation	長崎大学経済学部研究年報. vol.21, p.39-48; 2005
Issue Date	2005-03-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/6888">http://hdl.handle.net/10069/6888</a>
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-22T09:42:09Z

# 公正価値測定フレームワーク化

今 田 正

## Abstract

In June 2004, Financial Accounting Standards Board issued Proposed Statement of Financial Accounting Standards *Fair Value Measurements* that establishes a framework of fair value measurement. That is to say, the aim of this statement is to establish the fair value framework applies broadly to financial and nonfinancial assets and liabilities that would use in all estimates of fair value. As a basis of the framework, the statement establishes a hierarchy that consist of three broad categories of the assumptions and data that should be used to estimate fair value and three valuation techniques consistent with the market approach, income approach, and cost approach.

The point is that the statement requires that in the absence of quoted prices for identical or similar assets or liabilities, fair value be estimated using multiple valuation techniques consistent with the market approach, income approach and cost approach whenever the information necessary to apply those techniques is available without undue cost and effort.

The paper discusses these features of the statement and examines the accounting implications of establishing the framework of fair value measurements.

Key words: fair value, fair value hierarchy, multiple valuation techniques

## はじめに

FASBは2004年6月、公開草案「公正価値の測定」<sup>1)</sup>(以下、単にステイトメントという)を表わしたが、このステイトメントは広く金融資産・負債および非金融資産・負債について適用される公正価値測定法の指針を示したものである。

従来 GAAP に示された公正価値の適用指針はペースミール・アプローチを採り、その指針は多くのプロナウンスメントの間に分散したものであった。特に、市場価格が得られない条件下での信頼性ある公正価値の見積り

法が非金融資産の測定問題との関連で焦点をなしてきた<sup>2)</sup>。これらの問題に対応すべく FASBはその公正価値測定の目的と適用法を明確にするフレームワークの開発を決定したのである<sup>3)</sup>。

すなわち、2003年6月に FASBはこの公正価値測定プロジェクトを検討課題に加えたが、これは公正価値測定の目的とその適用法に関して従来の金融商品に関する個別プロジェクトに換えてすべての資産および負債に広げた包括的公正価値測定のフレームワーク化を目指したものである。すなわち、すべての金融商品についての公正価値測定の適用の課

1) FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Fair Value Measurements*, June, 2004.

2) *Ibid.*, par.C3.

3) *Ibid.*, p. v.

題（「包括的公正価値測定」<sup>4)</sup>）は一時留保し、当面の短期的目標（フェーズ1）として現行GAAPにおける公正価値測定目的とその適用を明確にする枠組みを示すこととし、その最終的な概念フレームワーク化については本プロジェクトの長期目標（概念ステイトメント第5号の改訂）として位置づけたのである<sup>5)</sup>。

このように、本ステイトメントは未だ概念ステイトメントを構成するものではないが、公正価値概念を体系化し一般化することによって公正価値の多元的評価の枠組みを公式化する目的を担ってプロナウンスされたものである。以下、このステイトメントにもられた公正価値概念の内容とその体系化の意味を検討することで、その担っている会計的機能を分析する。

## I 公正価値測定の体系化

### (1) 公正価値の定義

まずステイトメントは、公正価値を「資産または負債が取引の知識を有し、意思がある非関連当事者間の現在の取引において交換されるであろう価格である」<sup>6)</sup>と定義づける。

そこで、「公正価値測定の目的は資産または負債についての実際の取引がない場合に、測定対象となっている資産または負債の交換価格を見積ることである。したがって、その見積りは意思がある当事者間の現在の仮想上の取引を参照して決定される」。ここでいう意思ある当事者とは、(a)知識があり、当該資産または負債及び取引に関連する要因について通常の判断力を有し、(b)同一市場で法

的及び財務的能力を有して取引を行う意思と能力があって、それを行う非関連当事者である買い手と売り手を代表する市場参加者が仮定されている<sup>7)</sup>。例えば、概念ステイトメント7号（パラグラフ26）は市場参加者（marketplace participants）の一般概念について次のように述べている<sup>8)</sup>。

「市場は多くの機能を有するが、とりわけ情報を価格の形に変換するシステムであるといえる。市場参加者は、資産に価格を付けるが、そうすることによって、ある資産のリスクおよび報酬と他の資産のリスクおよび報酬とを識別している。換言すれば、市場の価格決定機構を通じて、相違するものは同一のものにはみえないということ、また同一のものは相違するものにはみえないということが保証されている（会計情報の質的特徴）。入手される価格情報には、資産または負債の効用、将来キャッシュ・フロー、その将来キャッシュ・フローに伴う不確実性、それにかかる不確実性を負担することに対して市場参加者が要求する金額に関して、すべての市場参加者が同意した見解が反映されている。」

まず、FASBは公正価値測定のフレームワーク化の基礎として公正価値の定義を明確にしたのであるが、これまでのプロナウンスメントにおいてなされた定義において明示的、黙示的に含まれていた交換価格の概念がここでも強調されている。交換価格とは通常の事業上の配慮に動機つけられた市場参加者の行う“仮想上(hypothetical)”の取引に基づく見積りである。つまり、定義は測定されるべき資産または負債についての実際の取引

4) FASB, Statement of Financial Accounting Standard No.133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, June 1998, pars.331-334.

5) FASB, *Fair Value Measurements*, *op. cit.*, pars. C10-C12.

6) *Ibid.*, par.4.

7) *Ibid.*, par.5.

8) FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000, par.26.

がない場合の当該資産または負債の交換価格を複製する (replicating) 基礎として仮想上の取引が不可欠であることを明確にした<sup>9)</sup>のである。

## (2) 公正価値測定の高階層化

### 1) 公正価値測定の評価技法 (アプローチ法)

つぎに、ステイトメントはその公正価値の評価技法 (valuation techniques) としてマーケット・アプローチ (market approach)、インカム・アプローチ (income approach) およびコスト・アプローチ (cost approach) をあげ、次のように規定する<sup>10)</sup>。

- a. マーケット・アプローチは、同一か類似の、あるいはその他の比較可能な資産ないし負債 (事業を含む) の実際の取引から得られる観察可能な価格および情報を用いる。公正価値の見積りはそれらの取引価額に基づいてなされる。
- b. インカム・アプローチは、将来金額 (将来キャッシュ・フロー或いは稼得利益) を一つの現在金額に転換する (割引く) 評価方法を用いる。公正価値の見積りはそれら将来金額についての市場の期待額にも基づいている。これらの評価技法として現在価値法また現在価値法を取り込んでいるブラック・ショールズ・モルトン・モデルや格子モデルのようなオプション・プライシング・モデルなどがある。
- c. コスト・アプローチは、資産について用いられ、その給付能力を取替えるのに現在必要とされる金額 (現在取替原価) を考える。公正価値の見積りは陳腐化 (物理的減価、機能的・経済的陳腐化を含み、財務報告目的、税目的の減価償却より広い) を修正したうえで同等の能力を有する代替資産の取得原価であると考えられる。

すなわち、公正価値の見積りは基本的には、マーケット・アプローチでは観察可能な市場価格により、インカム・アプローチでは割引現在価値により、またコスト・アプローチでは現在取替原価によって決定されるとされるのである。これら自体は従来からの公正価値の構成要素を取替原価、正味実現可能価額および割引現在価値とする考え方<sup>11)</sup>と異なることはないが、注目されるのは、ここで資産評価の一般概念である3つのアプローチ法<sup>12)</sup>を公正価値測定の技法として導入し定式化したことである。

### 2) マーケット指標

つぎに、ステイトメントはこれら評価技法の測定属性に「マーケット指標」(market inputs) を強調する。マーケット指標とは市場参加者がその公正価値の見積りにおいて用いるであろう諸仮定およびデータ (assumptions and data) をいい、公正価値の見積りに用いられる評価技法は3つのうちのどのアプローチ法を採ろうとも活発な市場から得られるそれを含めて、マーケット指標が強調される<sup>13)</sup>。

たとえば、ニューヨーク証券取引所のような活発な市場における市場相場価格は実際の (観察可能な) 取引を代表し、容易にかつ継続的に利用可能である。容易に利用可能とは各情報に直ちにアクセス可能であること、ま

11) ASB, Statement of principles for financial reporting, 1999, par. 6.5.

Barth, M. E. and W. R. Landsman, Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, December 1995, p. 99.

12) Reilly, R. F and R. P. Schweihs, *Valuing Intangible Assets*, McGraw-Hill, 1999, p. 96.

Smith, G. V. and R. L. Parr, *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets*, Third Edition, John Wiley & Sons, Inc. 2000, pp. 163-164.

13) FASB, *Fair Value Measurements*, op. cit., par. 9.

9) FASB, *Fair Value Measurements*, op. cit., par. C24.

10) *Ibid.*, par. 7.

た継続的に利用可能とは価格情報が継続して提供されるほどの十分な頻度をもって取引が行われていることを意味しているとされる<sup>14)</sup>。

また、マーケット指標はタイムリーで、企業から独立した情報源から、そして市場参加者が価格決定に用いた情報に基づいて決定されねばならないとされ、その例に次のごときものをあげる<sup>15)</sup>。

- a. 市場相場価格（完全取引価格としての相場、買い呼値・売り呼値或いはレート）、これに適切な修正を施したもの。
- b. 情報；金利、利回り曲線、ボラティリティ、プリペイメント・スピード、デフォルト率、損失度合、信用リスク、流動性、および為替レート。

### 3) 評価の前提

また、ステイトメントは公正価値の見積りにおいて、市場参加者がとるa.継続企業をなす事業体であるか、b.企業による利用のために構成される資産を継続して使用するという「継続的使用の評価前提」(going-concern / in-use valuation premise) と売却を目的とする「交換の評価前提」(in-exchange valuation premise) という2つの概念を提起している<sup>16)</sup>。

どちらも市場参加者が公正価値の見積りに用いるであろう仮定とデータを意味するが、前者は使用価値を指し、後者は交換価値（売却価格）であり、公正価値の定義においては交換価値を強調しながらも、公正価値の見積りに使用価値評価の側面が不可欠であることを概念的に用意したのである<sup>17)</sup>。

### 4) 公正価値ヒエラルキー

つぎに、ステイトメントは公正価値の3つの評価技法を提示する一方で、公正価値の見積りを、用いられる測定属性（指標）によって次のような3つのカテゴリーに区分してヒエラルキー化を図っている<sup>18)</sup>。

レベル1 活発な市場における同一の資産または負債の市場価格を用いて公正価値を決定する。市場価格は調整しない。

レベル2 活発な市場での同一の資産または負債の市場価格が得られない場合は、類似の資産または負債の市場価格に差異に関する調整を行って公正価値を決定する。

レベル3 もし、同一あるいは類似の資産または負債の市場価格が得られない場合は、評価技法を適用するための情報が過度のコストと努力なしに入手可能であるかぎりマーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチと統合的な多元的評価技法 (multiple valuation techniques) を用いて公正価値を見積る。

レベル3の見積りでは評価技法の選択と統合的な指標の適用において判断を要する。もし多元的評価技法が用いられる場合は、それらの技法の結果は用いた指標の目的適合性及び信頼性に照らして評価される。

このように、公正価値のヒエラルキーはマーケット指標を強調する観点から、活発な市場における市場相場価格（建値）に最も高い順位を与え、企業固有の内部的見積りや仮定について低い順位を与えるという体系化を図っている。その特徴は、各評価技法を通じて市場価格を強調しながらも、「同一或いは

14) *Ibid.*, par. 10.

15) *Ibid.*, par. 12.

16) *Ibid.*, par. 13.

17) この点に関し、古賀智敏教授は、これを使用価値としての主観的公正価値概念と交換価値としての客観的公正価値概念の対立としてとらえ、「使用価値

=主観的公正価値」にこそ公正価値概念の本質があるとされる（古賀智敏「公正価値測定の概念的構図と課題」『企業会計』Vol.56, No.12, 21頁, 参照）。

18) FASB, *Fair Value Measurements*, op. cit., pars. 14-23.

類似の資産または負債についての市場価格が得られない場合は、公正価値は評価技法の適用に必要な情報が過度のコストや努力なしに利用できる場合にはマーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチと整合した多元的評価技法を用いて評価する」ことを導入したことである<sup>19)</sup>。

## II 公正価値ヒエラルキーの適用

### (1) レベル1の見積り

以下、ステイトメントのいう公正価値のヒエラルキーの内容とその論理を検討しよう。

ステイトメントはいう、「現行の諸プロナウンスメントも明示的、黙示的に市場参加者があらゆる公正価値の見積りに用いる仮定やデータを考慮に入れる必要性について触れているが、本ステイトメントはこの概念を広くマーケット指標のコンテキストにおいて導入し、明確化している。その適切なデータを選んで用いることには判断を伴うが、この判断の適用の基礎として、見積り結果の相対的信頼性を考慮しつつ、すべての公正価値の見積りに用いられるデータを広く3つのカテゴリーにグループ化したヒエラルキーとして設定した。一般に、マーケット指標が多ければ多いほど、見積りの信頼性は高まる。したがって、公正価値ヒエラルキーは活発な市場における市場価格を反映するマーケット指標に高い優位性を与え、企業自体の内部的見積りや仮定を反映する企業指標(entity inputs)には低い優位性しか与えない」<sup>20)</sup>と、いわゆるマーケット指標が強調されるのである。

まず、レベル1では公正価値は同一の(*identical*)資産または負債についての情報が得られるかぎり活発な市場価格を用いて見

積られる。したがって、そのレベル1の参照市場(reference market)は企業が即座のアクセスが可能な活発な市場である。この“即座のアクセス”(“*immediate access*”)とは企業が資産または負債を当該市場の相場価格で通常また慣習上の取引期間内において現在の取引条件で交換できることを指す。もし企業が異なった価格をもつ複数の活発な市場への即座のアクセスが可能な場合の参照市場は最も有利な市場、すなわち当該資産(負債)の現在の取引から受取る金額が最大(最小)となる市場である、とされる<sup>21)</sup>。

このようにレベル1の見積りは、同一の資産または負債の市場価格を用いることを求める(マーケット・アプローチの適用例)。すなわち、活発な市場における市場価格が公正価値の最も信頼性ある見積りを提供し、資産または負債について適用可能であるかぎりこれを用いることを確認したのである<sup>22)</sup>。

このように、レベル1の見積りでは活発な市場における市場価格が唯一のマーケット指標である。また、企業が基本的に同じ資産または負債について異なった価格の複数の市場へのアクセスを有する場合の参照市場は最も有利な市場である<sup>23)</sup>。そうして、ステイトメントはその参照市場としてディーラー市場におけるビッド・アンド・アスクド価格(*bid and asked price*; 呼び値)をあげている<sup>24)</sup>。

### (2) レベル2の見積り

つぎに、レベル2では活発な市場における類似の(*similar*)資産または負債の市場価

21) *Ibid.*, par. 15.

22) *Ibid.*, par. C44. これらは従来から金融商品の会計基準において規定されたところである(FASB, SFASNo.107, *Disclosures about Fair value of Financial Instruments*, 1991, par. 57.)。

23) *Ibid.*, pars. C45-C46.

24) *Ibid.*, par. C47.

19) *Ibid.*, p. v.

20) *Ibid.*, par. C43.

格にキャッシュ・フローその他の要因による差異を適正に調整した価格を用いることを求める（マーケット・アプローチの適用例）。

すなわち、レベル2の見積りについても活発な市場における市場価格（修正済み）が唯一マーケット指標を表わしている。このことから、ステイトメントは調整の基礎となる価格差異は客観的に決定されるべきであるとする。いずれにしても、市場で類似の資産または負債について観察ができる場合は、プライシング・モデルといった他の評価技法に頼るまえに企業は必要な（差異の）評価を行うことを求めている<sup>25)</sup>。

### III 多元的評価技法の適用

#### (1) レベル3の見積りの論理

レベル3の見積りは、プライシング・モデルやその他の方法論の結果に依拠したものである。ステイトメントも「公正価値見積りの信頼性についての実務上の関心がレベル3の見積りに集まる。それは、それらがより多く見積りと仮定を必要とし、必然的にレベル1やレベル2の見積りよりも主観的なものとなるからである」<sup>26)</sup>という。

このことから、ステイトメントは「過度のコストと努力なしにそれらの技法を適用するに必要な情報が得られる限り一般的にマーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチと整合した多元的評価技法の結果に基づくことを求めた。それは異なった評価技法はそれぞれ個別の公正価値指標を示すものであるから、単独の評価技法より多元的評価技法の結果に基づく見積りの方が信頼性があるからである。したがって、最終的な見積りの根拠としてそれら評価技法

の結果を評定し、もし大きな差異がある場合については説明がなされねばならない」<sup>27)</sup>とした。

このようにステイトメントは公正価値のすべての見積りについて多元的評価を考慮にされる必要があることを強調するのであるが、それは一つあるいは複数の評価技法が選択されようが、その目的は所与の条件下での交換価格の最大近似値を示す技法を選択することにあるという<sup>28)</sup>。

また、ステイトメントは、レベル3の見積りの信頼性もまたそれに用いられるデータの信頼性に依拠しているのであるから交換価格を複製するうえで企業は利用できるかぎりマーケット指標を用いるべきである。測定対象の資産または負債が市場で交換されていなくてもマーケット指標がレベル3の見積りにも適合的であることがあるという<sup>29)</sup>。

ただ、本ステイトメントとしては、概念ステイトメント7号（Concept Statement 7）も認めたように、資産または負債についてのマーケット指標が過度のコストと努力なくしては入手できないようなケースでは企業指標を用いることを認めるという<sup>30)</sup>。すなわち、概念ステイトメント7号（パラグラフ38）は次のように規定したのである<sup>31)</sup>。

「会計測定にキャッシュ・フローを用いる企業は、市場参加者が資産または負債の公正価値を測定する際の仮定の一部または全部に関してほとんどまたは全く情報を有しないことも多い。このような場合、その企業はキャッシュ・

27) *Ibid.*, par. C57.

28) *Ibid.*, par. C58.

29) *Ibid.*, par. C59.

30) *Ibid.*, par. C60.

31) FASB, SFAC No7, par.38. その具体的適用例は FASB の SFASNo. 142 「のれん及びその他の無形資産」にみる事ができる (FASB, SFAS No. 142, *Goodwill and Other Intangible Assets*, June 2001, par. 24.)。

25) *Ibid.*, par. C55.

26) *Ibid.*, par. C56.

フローの見積りを行うにあたり過度のコストおよび努力を払わなくても入手できる情報を利用せざるをえない。将来キャッシュ・フローに関して企業独自の仮定を用いることは、市場参加者であれば異なる仮定を用いるであろうということを示す反証がない限り、公正価値の見積りに適合する。そのような反証がある場合は、市場の情報を取り込むようにその仮定を修正しなければならない。」

このように、ステイトメントはレベル3の見積りについてより主観的見積り方法や推定を必要とする企業指標に依拠した評価技法を用いることを認め、「見積りにマーケット指標あるいは企業指標が用いられようが、それは共に公正価値の測定目的であることに変わりはない」<sup>32)</sup>と論理化するのである。

## (2) レベル3の見積りの適用例

ステイトメントはレベル3の見積りは評価技法と指標の選択と適用にはさまざまな程度の判断が必要となるという。それではステイトメントのいうレベル3の見積りとは具体的にどのようなものか、次のような適用例をあげている。

### 〔事例1〕

例えば、ある企業の収益事業に使用されている機械についてのレベル3の見積りを考えよう。評価者はマーケット・アプローチおよびコスト・アプローチ（継続的使用の評価前提を仮定する）を用いて公正価値を見積るとし、当該機械には個別的に識別可能な収益流入がないことからインカム・アプローチを用いないとする。ただし、収益流入を予測できる程度の類似の中古機械の短・中期のリース料に関する情報は得られる。しかし、収益流入はレッサーに対するものであるから、評価者は財務費用、取替保証費、また維持費といった交換価格を構成し

ないレッサーに固有の項目について収益流入を修正する必要がある。そのような修正は必然的に主観的であり、また他の適格的なマーケット指標が入手可能であるから、当該機械についてはインカム・アプローチがマーケットまたはコスト・アプローチに比べ意味ある情報を提供することはないとした<sup>33)</sup>。

かくて、評価者は中古機械の市場価格を用いたマーケット・アプローチと新規機械の市場価格を用いたコスト・アプローチを用いることになる。二つのケースともその価格に差異に関する適切な修正がなされる。その結果、マーケット・アプローチの見積り額は42,000ドルから48,000ドルの範囲を示し、コスト・アプローチは40,000ドルから50,000ドルの範囲を示したでしょう。

そこで、評価者はマーケット・アプローチの方が公正価値を表わしていると決定したとする。それは用いられるマーケット指標（中古機械の時価）が主観的な修正をほとんど必要としない点でコスト・アプローチ（新機械の時価）よりも適格的で信頼性があるからである。いずれにしても、一つの見積り金額を求める必要があるから中間点の45,000ドルをもって公正価値を見積ることになる<sup>34)</sup>。

### 〔事例2〕

次は、最近の企業結合によって取得されたある会社によって開発された販売目的のソフトウェア資産についてレベル3の見積りを考察する。評価者はソフトウェア資産の公正価値をインカム・アプローチおよびコスト・アプローチを用いて見積るとする。類似のソフトウェア資産の市場情報は公表されていないからマーケット・アプローチを用いることはできない<sup>35)</sup>。

33) *Ibid.*, par. B11.

34) *Ibid.*, par. B12.

35) *Ibid.*, par. B13.

32) *Ibid.*, par. C61.



評価者は現在価値法を用いたインカム・アプローチを適用することになる。この技法に用いられるキャッシュ・フローはソフトウェア資産の販売から得られるその耐用年数期間の期待収益流入を反映したものである。インカム・アプローチによる見積りは15百万ドルであり、コスト・アプローチによる見積りは1百万ドルであるとしよう。購入の意思あるバイヤーで、同一のソフトウェア資産を1百万として複製できる者が15百万ドルを支払うことはない。しかし、評価者がコスト・アプローチの見積りがソフトウェア資産の取替えに必要なすべてのコストを考慮に入れていないこと、特にある種の開発の間接費を考慮に入れていないことに気づいたとしよう。

評価者はこれらのコストを考慮に入れてコスト・アプローチの修正を図ることもできるが、このコスト見積り自体が非常に主観的である。このようなソフトウェア資産については、そのようなコストを考慮に入れることが（インカム・アプローチとの比較において）コスト・アプローチの信頼性と目的適合性を必ずしも高めるものとはならない。このことから公正価値の見積りは15百万ドルとした<sup>36)</sup>。

#### 〔事例3〕

この事例では、企業結合の結果最近に取得されたある会社によって内部利用目的で開発された非収益的ソフトウェア資産についてのレベル3の見積りを考察する。評価者はソフトウェア資産の公正価値をインカム・アプローチおよびコスト・アプローチを用いて見積るとする。類似のソフトウェア資産の市場情報は公表されていないことからマーケット・アプローチは用いることはできない。

評価者は現在価値法を用いたインカム・アプローチを用いるとする。その評価技法に用いられるキャッシュ・フローはそのソフトウェア資産の耐用年数にわたる利用による効率性の効

果から期待される会社の増益を反映している。その結果、インカム・アプローチによる見積り額は3百万ドルである。これに対してコスト・アプローチによる見積りは1.5百万ドルであるとする。

評価者としては、コスト・アプローチによる見積りはソフトウェア資産の取替えに必要なすべての費用を考慮に入れており、信頼性を別とすれば、インカム・アプローチよりも目的適合的であると判断する。購入の意思があり同一のソフトウェア資産を1.5百万ドルとして複製できる者であれば交換取引において3百万ドルを支払うことはないであろう。したがって、公正価値の見積り額は1.5百万ドルとなる<sup>37)</sup>。

このように、ステイトメントはレベル3の公正価値見積りについてのマーケット・アプローチ（売却時価）、インカム・アプローチ（現在価値）およびコスト・アプローチ（取替原価）によった多元的な評価の可能性をモデルとして示したのである。

## IV 公正価値測定の体系化とその論理

以上、ステイトメントをその内容にそって検討した。その論理的特徴について整理しよう。

まず、本ステイトメントの特徴は広くすべての資産・負債を包摂する公正価値測定の包括的枠組みを提示したことにある。

周知のように、このステイトメントに至る以前のFASBにおいては、公正価値の概念は金融商品、なかんずくその包括的公正価値測定プロジェクトとして展開されてきた。FASBは、金融商品プロジェクトの開始（1986年）以来、例えば、1991年にはSFAS第107号「金融商品の公正価値の開示」<sup>38)</sup>を、そして1998年にはSFAS第133号「デリバテ

37) *Ibid.*, pars. B15, B16.

38) FASB, SFAS No. 107.

36) *Ibid.*, par. B14.

ィブとヘッジ活動の会計処理」<sup>39)</sup>等を表わし、これらのなかで金融商品の測定に関し公正価値が最も目的適格的であること<sup>40)</sup>を明確にし、すべての金融商品についての公正価値による測定を長期目的の個別プロジェクトとして設定したのである。そして、そのプロジェクトの成果として1999年には「FASBの予備的見解；金融商品およびある種の資産・負債の公正価値評価」<sup>41)</sup>を表わすといった過程を経てきた。それが、「企業結合会計プロジェクト」等の公正価値評価を伴う他のプロジェクトの進展とともに、2003年に至り、この金融商品にプロジェクトに換え、すべての資産・負債を対象とした「公正価値測定プロジェクト」へと転換が図られたのである。

すなわち、本ステイトメント（プロジェクト）は金融資産・負債のみならず非金融資産・負債を含むすべての資産・負債の公正価値測定を包摂する概念的な枠組みの再構築を図ったもので、その基底にはこれらと並行して進められたプロジェクトの進展に伴うパーチェス法、また無形資産及び減損会計の公正価値測定導入等に伴う制度的要請があるとみられるのである。

このようなことから、公正価値測定のフレームワーク化の基礎をなす公正価値の定義も極めて抽象的であるが、その基礎は交換価格の概念である。しかし、公正価値とは見積りであり、交換価格は想定上の交換取引に基づく。すなわち、公正価値は実際の取引がない測定対象たる資産・負債の仮想上の取引に基づいて複製される交換価格である。したがって、それは外部のいわゆる参照市場の価格に求めざるを得ず、その典型が活発な市場の市場相場価格である。それを概念的なフレームワークとして提示したのがこの公正価値の測定モデルに他ならない。

すなわち、本ステイトメントのキーワード（用語装置）はマーケット指標、評価技法（評価アプローチ）、および公正価値ヒエラルキーであり、その核をなすのがマーケット指標である。そこではマーケット指標から企業指標にいたるコンテキストにそって、その適合的インプット選択の判断基準を3つにカテゴリー（レベル）化し、いわばこれをタテ軸に、ヨコ軸に3つの評価技法（アプローチ法）を配置したマトリックスの組合せ（図-1）としてすべての公正価値見積りを包摂する体

図-1 公正価値ヒエラルキーの概念図

公正価値 ヒエラルキー	評価技法		
	マーケット・ アプローチ	インカム・ アプローチ	コスト・ アプローチ
レベル1の見積			
レベル2の見積			
レベル3の見積			

39) FASB, SFAS No. 133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, 1998.

40) 投資家や債権者の意思決定のためには、ある実体の金融商品の含有している将来キャッシュ・フローの現在価値について、現在の状況下の市場評価を反映した価格に基づいた情報のほうが、過去の市場価格（取得原価）に基づいた情報よりも、より適合的

であるといった論理である。

41) FASB, Preliminary View, *Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, 1999. また、FASBは、2000年に、同じく金融商品の包括的公正価値評価を唱えた特別報告 *Financial Instruments and Similar Items* を表わしている。

系化が図られているとみられるのである。

特に本ステイトメントの特徴は専門的評価人の用いる「一般に認められた評価実務」(generally accepted valuation practices)<sup>42)</sup>として3つの評価技法の概念を導入し、いわゆるレベル3の見積りについてもインカム・アプローチ=現在価値法に限定されない<sup>43)</sup>、マーケット・アプローチまたコスト・アプローチによる多元的評価技法の導入を図っていることである。

## おわりに

以上にもみたように、ステイトメントにおいて、用いられる指標・情報による3つのレベル化と適用される3つの評価技法との組合せによるネット化、さらに交換価値に対する使用価値の概念を配置することによってあらゆる資産・負債の公正価値測定に対応する体系が示されたのである。だが、それはテクニカルな指針の提示にみえて、極めて概念的なものである。

すなわち、その機能は活発な市場における市場価格に優先順位を与え企業の内部的見積りや仮定については低い順位を与えるというヒエラルキー化の論理によって多元的評価を合理づけ、公正価値測定を現在価値法等を用いた市場価格の推定を含む測定からなるものとして体系化して示したことにある。すなわち、公正価値概念は市場価格を強調しながら

も企業固有の見積りや仮定を含む主観的要素をもつ評価技法に依拠することが公正価値なる用語の名において公式化され、制度化されることによって、諸資産・負債の多元的評価の実務的、制度的要請に応えんとしたことにある。

例えば、パーチェス法の特徴は、取得企業による被取得企業の取得原価が取得日現在の見積り公正価値にしたがって取得資産(及び負債、のれんを除く)に配分される<sup>44)</sup>。しかもそれは、被取得企業の結合前の財務諸表上に認識されていたかどうかを問わず、識別可能性規準を満たす無形資産を含め、すべて取得した資産・負債に配分され、認識されることである。すなわち、その認識対象は金融資産をはじめ、棚卸資産、有形固定資産、そして識別可能性規準を満たす無形資産(そしてその残余原価としてののれん)<sup>45)</sup>が含まれ、それらは売却時価により、あるいは再調達原価により、そしてまた現在割引価値により評価される<sup>46)</sup>。特に無形資産はのれんからの「分離可能性」の規準によって認識され、認識された後の無形資産は減損テストに供され、その簿価が公正価値(割引現在価値)を上回っている場合には減損が認識される<sup>47)</sup>というように、まさにパーチェス法や無形資産、また減損といった諸会計の多元的評価実務の要請に応えんとするところに、本ステイトメントの制度的役割があるとみられるのである。

42) ステイトメントは、例えば The Appraisal Foundation's Uniform Standards of Professional Appraisal Practice をあげる。

43) このことは決して現在価値法の比重が低下したことを意味しない。ステイトメントは概念ステイトメント第7号の解釈指針を拡張し、リスク調整の方法を期待キャッシュ・フロー法(expected present value technique)と並び割引率修正法(discount rate adjustment technique)を示し、現在価値技法の改良を加えている(*Ibid.*, Appendix A)。

44) FASB, SFAS No.141, *Business Combinations*, June 2001, par.35.

45) Mard, M. J., Hitchner, J. R., Hyden, S. D. and M. L. Zyla, *Valuation for Financial Reporting, Intangible Assets, Goodwill, and Impairment Analysis*, SFAS141 and 142, John Wiley & Sons, Inc., 2002, pp.72-73.

46) *Ibid.*, par.37.

47) FASB, SFAS No.142, pars.15-16.